

回答自治体名： 千葉県八千代市

担当課室： クリーン推進課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

- 8000 Bq/kgを超えた調整池のたい積汚泥については、保管場所の確保が困難なことから当該調整池内に保管していますが、特措法に定められた保管基準を満たしていないということで、指定廃棄物としての指定を受けられていない状況にあります。

特措法の保管基準の改正、又は最終処分場の確保をお願いいたします。

- 指定廃棄物として指定を受けている側溝汚泥の発生量は減少傾向にあるものの、一時保管量は毎年増加している状況なので、国による最終処分場の整備等について早期実現が必要だと考えます。
- 国による最終処分場の候補地の選定に当たっては、市町村長会議での議論を踏まえ、その確認・決定事項を含め、当該地の自治体及び住民への情報提供・合意形成などを図っていただきたい。また、近隣市町村及び指定廃棄物を保管している市町村への情報提供を十分かつ迅速に行っていただきたい。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

ご協力ありがとうございました。